

# 文部科学委員会

文部科学調査室

## I 所管事項の動向

### 1 教育政策の動向

#### (1) 教育振興基本計画

教育振興基本計画とは、平成18年12月に全面改正された教育基本法第17条に基づき策定される政府の教育に関する総合的な計画である。

現行の「第3期教育振興基本計画」（平成30～令和4年度）（平成30年6月閣議決定）においては、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針<sup>1</sup>ごとに、計画期間内における①教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、③目標を実現するために必要となる施策群が示されている。

なお、令和4年3月から、中央教育審議会において次期計画（令和5～9年度）の策定に向けた検討が行われている。

#### (2) 教育未来創造会議

令和3年12月、「教育未来創造会議」の開催が閣議決定された。教育未来創造会議は、我が国の未来を担う人材を育成するため、高等教育を始めとする教育の在り方の方向性を明確にし、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進することを目的として設置されたもので、内閣総理大臣を議長とし関係閣僚及び有識者で構成されている。

教育未来創造会議は、令和4年5月に「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」を取りまとめ、また、同年9月に、第一次提言における具体的取組を着実に実行するため、政府が今後取り組む方策やスケジュールを示した工程表を公表している。提言では、我が国の人口減少や諸外国に比べ理工系人材、修士・博士号取得者が少ないなどの課題を挙げ、①自然科学系の学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すとともに、デジタル・グリーン等の成長分野への大学の学部等の再編促進に向けた規制緩和や初期投資等の支援を行う<sup>2</sup>こととした。また、②理系女子の活躍推進、③給付型奨学金と授業料減免（高等教育の修学支援新制度）の中間層への拡大やライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設（3(2)「奨学金等の学生に対する経済的支援」参照）、④リカレント教育を促進するための環境整備等の取組を実施することとした。

<sup>1</sup> ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。③生涯学び、活躍できる環境を整える。④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。⑤教育政策推進のための基盤を整備する。

<sup>2</sup> これを受け、同年12月には、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向け、大学・高等専門学校の学部再編等を支援するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に助成金を交付する業務を追加するとともに、基金の創設等を内容とする「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」の改正が行われた。また、令和4年度第2次補正予算において、助成金に充てるための基金として約3,000億円が計上されている。

令和4年9月からは、世界最先端の分野で活躍する高度専門人材や多様な価値観を持った人材を育成・確保するとともに、多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより我が国の更なる成長を促していく観点から、「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資」の具体化について議論を開始しており、コロナ後の新たな留学生受入れ・派遣計画等について、令和5年春に第二次提言として取りまとめた上で速やかに実行に移していくとしている。

## 2 初等中等教育

### (1) 教育の情報化の推進

近年のICTを活用した教育の必要性や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、義務教育段階の1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子供たち一人一人に個別最適な学びの実現を目指す「GIGAスクール構想」に基づく施策が推進されており、令和3年3月末時点で、おおむね環境整備が整うこととなった<sup>3</sup>。

文部科学省は、ICT環境の整備について一定のめどが立ったことから、その積極的な利活用を進めており、例えば、デジタル教科書については、令和2年7月から「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」を中心としてその在り方について検討を行うとともに、令和3年度から小・中学校等にデジタル教科書を提供する実証事業<sup>4</sup>を行うなど、令和6年度の本格的な導入に向けた取組を進めている<sup>5</sup>。

### (2) 少人数学級・少人数指導の推進

GIGAスクール構想の下での一人一人に応じた個別最適な学びの実現や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の中での子供たちの学びを保障するため、令和3年3月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）の改正が行われた（同年4月1日施行）。これにより、公立小学校の学級編制の標準が、令和3年度から令和7年度までの5年をかけて、小学校第2学年から第6学年まで35人に段階的に引き下げられることとなった。

学級編制の標準の段階的な引下げ

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
小学校（40人（注）⇒35人）	小2	小3	小4	小5	小6

（注）小学校第1学年の学級編制の標準は、平成23年の義務標準法改正により35人に引き下げられている。

令和5年度予算案では、第4学年の学級編制の標準を35人に引き下げるための教職員定

<sup>3</sup> なお、高等学校段階の1人1台端末の整備については、令和3年12月に、高等学校の端末整備に当たり、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の活用を通じて整備を加速するよう、文部科学省が都道府県教育委員会等に要請したこと等により、令和4年度中に全ての都道府県（政令指定都市含む）において1年生の1人1台環境整備が、令和6年度までに全学年の1人1台環境整備が完了予定とされている。

<sup>4</sup> 令和4年度は、ほぼ全ての小・中学校等において実証事業を行っている。

<sup>5</sup> 令和4年10月に開催された中央教育審議会の特別部会では、令和6年度から段階的にデジタル教科書の導入を進めることとし、先行して小5～中3の英語で導入すること、当面は紙の教科書を併用することなどを内容とする中間報告が取りまとめられた。

数の改善（3,283人）が計上<sup>6</sup>された。また、この改正法附則において、公立の義務教育諸学校における学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関して実証的な研究等を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の検討規定が定められたことから、35人学級等の効果検証に必要な実証研究が令和4年度から行われている。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針2022）（令和4年6月閣議決定）では、「35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく」とされた。

### （3）教員に関する諸課題

#### ア 「教師不足」

令和4年1月に公表された文部科学省の調査によれば、令和3年度始業日時点において、小・中・高等学校と特別支援学校で欠員が生じる「教師不足<sup>7</sup>」が2,558人に上ることが明らかになった。一部の教育委員会からは令和4年度も依然として厳しい教員不足の状況が生じているとの声<sup>8</sup>も上がっており、働き方改革の推進などの更なる対応が求められている。

文部科学省が教育委員会に実施したアンケート調査において、「教師不足」の発生要因として、①産休・育休取得者数や特別支援学級数の見込み以上の増加によって必要な臨時的任用教員数が見込みより増加したこと、②近年の大量退職に伴う採用者数の増加によって講師名簿登録者<sup>9</sup>が正規採用されたことにより、講師名簿登録者数が減少していることが示されている。

このような状況を受け、文部科学省は、令和4年4月、教員免許状がなくとも優れた知識や経験などを有する社会人の任用を認める「特別免許状制度」の積極的な活用等を促すための通知を都道府県教育委員会等に対して発出するなど、教員不足の解消に向けた取組を行っている。

#### イ 学校における働き方改革

文部科学省の「教員勤務実態調査」（平成28年度）等を踏まえた推計によれば、我が国の公立学校の教員の時間外勤務は平均して小学校で月59時間、中学校で月81時間とされるなど、教員の長時間勤務が深刻な問題となっている。

このような状況を受け、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正により、公立学校の教職員への1年単位の変形労働時

<sup>6</sup> このほか、令和5年度予算案では、教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、小学校高学年における教科担任制の推進（950人）等が計上されている。

<sup>7</sup> 臨時的任用教員等の確保が出来ず、実際に学校に配置されている教員の数が、各都道府県・指定都市の教育委員会において学校に配置することとしている教員の数（配当数）を満たしておらず、欠員が生じる状態のこと。

<sup>8</sup> 文部科学省が都道府県教育委員会等に対して発出した「教師不足に対応するための教員免許状等に係る留意事項について（依頼）」（令和4年4月20日）の冒頭では、「今年度も依然として厳しい教師不足の状況が発生していると聞いております」とされている。

<sup>9</sup> 臨時的任用教員や講師等として公立学校に勤務することを希望し、都道府県教育委員会等の候補者名簿に登録されている者。

間制の適用（休日のまとめ取り等）（令和3年4月1日施行）や、勤務時間の上限を定めた「ガイドライン」について法的根拠のある「指針」への格上げ（令和2年4月1日施行）などが行われた。

また、平成31年の中央教育審議会答申<sup>10</sup>において、これまで学校・教員が担ってきた業務について、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つの分類が示された。この分類に基づき、文部科学省は、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化がどの程度進んでいるかのフォローアップを毎年度実施している。

このほか、学校教育活動の充実と働き方改革のため、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、学習指導員等の支援スタッフの配置や、学校部活動の地域移行（5(7)「部活動改革（部活動の地域移行）」参照）等の取組が進められている。

なお、文部科学省は令和4年8月から11月にかけて新たな教員勤務実態調査を実施（令和5年春頃に速報値を公表予定）するとともに、同年12月から、給特法等の関連する諸制度を始めとする検討事項を議論するための調査研究会を開催している。文部科学省は、教員勤務実態調査の結果や調査研究会での論点整理等を踏まえ、教員に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含む検討を行うこととしている。

#### (4) いじめ、不登校

##### ア いじめ

平成25年6月に、いじめの定義や関係者の責務等を内容とする「いじめ防止対策推進法」（いじめ防止法）が議員立法で成立した。

これを受け、文部科学省は、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（基本方針）を策定し、それらを踏まえ、いじめ防止への取組を徹底するための研修等を開催している。平成28年度には、いじめ防止法の施行状況の検証が行われ、基本方針の改定及び「いじめの重大事態<sup>11</sup>の調査に関するガイドライン」の策定等のいじめ防止対策の推進が図られた。また、平成30年度においては、いじめ対策に係る事例集が作成された。

さらに、文部科学省は、令和3年度調査<sup>12</sup>においていじめの認知件数が過去最多となったこと等を踏まえ、令和4年11月からこども家庭庁<sup>13</sup>設立準備室と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を開催し、令和5年4月のこども家庭庁発足を待たずに、早期

<sup>10</sup> 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」。令和元年の給特法改正も、本答申を受けたものである。

<sup>11</sup> いじめの重大事態とは、いじめ防止法第28条第1項各号において、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより児童生徒等が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。

<sup>12</sup> 文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、令和3年度の小・中・高等学校等におけるいじめの認知件数は615,351件（対前年度98,188件（19.0%）増）で過去最高となった。また、いじめの重大事態の件数は705件（対前年度191件（37.2%）増）である。

<sup>13</sup> 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月閣議決定）では、こども家庭庁と文部科学省は、いじめ・不登校対策に関して連携して取り組むこととされている。

に対応すべき項目<sup>14</sup>から優先的に検討を行い、検討の結果を教育委員会・首長部局等の関係機関へ速やかに周知するとしている。

## イ 不登校

平成 28 年 12 月に、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動に対する支援等を定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が議員立法で成立した。

これを受け、文部科学省は、平成 29 年 3 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（基本指針）を策定した。また、令和元年 10 月には、教育機会確保法及び基本指針の趣旨を周知し個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を推進するための通知を都道府県教育委員会等に対して発出するなど、不登校児童生徒への支援の充実を図っている。

しかし、小・中学校における不登校児童生徒数は依然として増加し続けており、文部科学省の令和 3 年度調査<sup>15</sup>において過去最多となっている。

令和 4 年 6 月、文部科学省の「不登校に関する調査研究協力者会議」は、今後重点的に実施すべき施策の方向性等<sup>16</sup>を内容とする報告書を取りまとめた。この報告書で設置の推進が掲げられた不登校特例校<sup>17</sup>については、令和 5 年度予算案において、その設置準備・運営支援に関する支援等のため、新規で 1 億円が計上されている。

## 3 高等教育

### (1) 大学改革

第 4 次産業革命、Society5.0と言われる産業構造、社会構造が大きく変化する時代にあっても社会に柔軟に適応できる高度な人材を育成する教育機関として大学への期待が高まっている。加えて、18歳人口の大幅な減少により定員割れ・赤字に陥る大学等も少なくなっていくという観点からも社会や時代のニーズに合った教育機関への変革が求められている。

このような要請を受けて中央教育審議会において議論が行われ、平成30年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（グランドデザイン答申）が取りまとめられた。現在、グランドデザイン答申や骨太方針等に基づいた大学改革が進められている。

---

<sup>14</sup> 早期に対応すべき項目としては、犯罪行為が疑われる場合の警察等の関係機関との連携強化等の「再徹底関連」及び重大事態調査の運用改善等の「重大事態関連」としている。

<sup>15</sup> 前掲脚注 12 の調査によれば、令和 3 年度の小・中学校における不登校児童生徒数は 244,940 人（対前年度 48,813 人（24.9%）増）である。

<sup>16</sup> ①全児童生徒を対象としたスクリーニングの実施等による児童生徒の状況把握、②学校内の教室以外の場所を活用した個別の学習・相談支援の充実、③広域を対象とした不登校特例校の設置推進、④不登校児童生徒支援センター（仮称）の設置促進、⑤フリースクール等民間団体との連携 等

<sup>17</sup> 不登校特例校とは、通常の学校の教育課程の基準によらず、総授業時間数や教育内容を削減し、少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した柔軟な指導・支援等を行う学校であり、令和 4 年 4 月時点で、全国で 21 校が設置されている。

## ア 国立大学改革

国立大学については、それぞれの特色や長所を活かした機能強化に向けた取組が進められている。第4期中期目標期間（令和4～9年度）においては、国が総体としての国立大学法人に求める役割や機能に関する大枠の方針（中期目標大綱）を示し、各法人がその中から、6年間で自らが果たすミッションを中期目標として位置付けた上で、その目標の達成が検証可能な指標を中期計画に明記することとされた。また、国立大学の経営改革を促すため、成果に基づく客観的・共通指標による評価等によって、国立大学法人運営費交付金の一部を再配分する仕組みが導入され、骨太方針2022においては、客観的・共通指標による成果に基づく配分の検証・見直しを不断に進めることとされている。なお、令和5年度予算案では国立大学法人運営費交付金に1兆784億円（対前年度比2億円減）が計上されている。

また、国立大学における個性的かつ戦略的大学の経営を可能とする改革を進めるため、令和3年5月には、年度計画・年度評価の廃止や監事の体制の強化、国立大学法人に認められる出資対象事業の拡大等を内容とする国立大学法人法の改正が行われた。

さらに、世界と伍する研究大学の実現のため新たに創設された国際卓越研究大学（4（4）「我が国の大学の研究力の向上」参照）制度において、令和6年度から大学ファンドによる支援が開始されることから、今後、文部科学省は、国際卓越研究大学に認定されるために必要な制度改正等として、国立大学法人法改正案を提出する予定である<sup>18</sup>。

## イ 私立大学改革

18歳人口が減少する中、私立大学等は定員の充足が困難になるなど、経営環境が一層厳しさを増しており、私立大学等の経営力や教育研究機能の強化に向けた取組が行われている。例えば、グランドデザイン答申等を踏まえ、令和元年5月に、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等を行う私立学校法の改正や大学間の連携・統合を進めるための私立大学の学部等单位での事業譲渡の円滑化を可能とする私立学校法施行規則の改正が行われた。

また、骨太方針2021（令和3年6月閣議決定）において、手厚い税制優遇を受ける学校法人制度について、ガバナンスの抜本改革の法制化を行うこととされた。これを受け、文部科学省が設置した有識者会議において、学校法人の最終意思決定機関である合議制の理事会と理事長の諮問機関である評議員会の権限配分等について議論が行われた。文部科学省は、令和4年3月に取りまとめられた報告書を踏まえ、理事会及び評議員会の権限等の規定の整備等を内容とする「私立学校法改正法案骨子」を作成しており、これに基づく法案の令和5年通常国会への提出が予定されている。

<sup>18</sup> 現在、国立大学法人の最終意思決定機関は法人の長（学長）とされているが、総合科学技術・イノベーション会議が決定した「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」において、国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制として合議体を最終意思決定機関とすることが挙げられている。そのため、国立大学法人において国際卓越研究大学に求められる合議体の意思決定機関を導入するためには、法改正が必要となる。

## (2) 奨学金等の学生に対する経済的支援

### ア 修学支援新制度

令和元年5月、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、授業料等減免制度の法制化及び給付型奨学金制度の拡充に係る所要の措置を講ずることを主な内容とする「大学等における修学の支援に関する法律」が成立した。同法に基づく高等教育の修学支援新制度は令和2年4月から実施されており、令和2年度は約27万人、令和3年度は約32万人の学生等に対し支援が行われた。なお、令和5年度予算案においては、修学支援新制度に係る費用として5,311億円（対前年度比115億円増）が計上されている。

#### 高等教育の修学支援新制度の概要

- 授業料等減免
  - ・ 授業料等減免の額は、その対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については、下表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。
  - ・ 非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2又は3分の1を減免

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短期大学	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
高等専門学校	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
専門学校	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

- 給付型奨学金
  - ・ 非課税世帯の学生等に対しては下表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対してはその額の3分の2又は3分の1を支給

(月額)	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学・短期大学・専門学校	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
高等専門学校	17,500円	34,200円	26,700円	43,300円

(出所) 文部科学省資料をもとに調査室作成

また、教育未来創造会議第一次提言において、現行の支援対象となっていない中間所得層のうち、特に負担軽減の必要性が高い学生等への拡大を検討することとされた。これを受け、文部科学省が設置した有識者会議において今後の修学支援新制度の在り方について議論が行われ、令和4年12月、支援対象の拡大のため、新たな支援区分を設けるとともに、多子世帯や理工農系の学生等を優先すること等を内容とする報告書が取りまとめられた。これを踏まえ、令和6年度からの支援開始に向けた具体的な検討が行われる予定である。

### イ 奨学金事業

高等教育機関で学ぶ学生を対象とする国の奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が実施しており、貸与型及び修学支援新制度の一部である給付型奨学金の2種類がある。

貸与型奨学金は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）がある。令和5年

度予算案においては、第一種に係る事業費として2,957億円（対前年度19億円増）が、第二種では5,949億円（同249億円減）が計上された。

貸与された奨学金については、返還が困難になった場合の減額返還制度や返還期限猶予制度に加え、平成29年度の無利子奨学金の新規採用者から年収に応じて返還額が変化する所得連動返還方式の選択が可能となっている。

また、教育未来創造会議第一次提言において、ライフイベントに応じて柔軟に返還（出世払い）できる仕組みを創設することとされた。これを受け、文部科学省が設置した有識者会議において議論が行われ、令和4年12月、大学院段階において、在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度を創設することを内容とする報告書が取りまとめられた。これを踏まえ、令和6年秋入学からの制度開始に向けた具体的な検討が行われる予定である。

## 4 科学技術及び学術の振興

### (1) 科学技術政策

我が国の科学技術政策は、科学技術・イノベーション基本法に基づき策定された「科学技術・イノベーション基本計画<sup>19</sup>」等に沿って、総合科学技術・イノベーション会議の下、関係府省が連携しつつ推進されている。令和4年度の科学技術関係予算の全府省総額は4兆2,198億円（当初予算額）で、そのうち文部科学省の科学技術関係予算は48.8%に当たる2兆599億円である。

文部科学省が所管する主な科学技術政策には、①科学技術・学術に関する基本的政策、②科学技術関係人材の育成・確保、③分野別の研究開発、④研究費、研究開発評価、⑤研究環境・基盤整備、研究拠点形成、⑥産学官連携、地域科学技術振興、⑦科学技術・学術の国際活動、⑧生命倫理・安全等、⑨先端技術の発信・ショーケース化等がある。

### (2) 研究開発の現状

文部科学省では、宇宙、原子力、ライフサイエンス、情報、環境エネルギー、ナノテクノロジー・物質・材料、量子科学技術、核融合エネルギー、地震・防災、海洋など多岐にわたる分野の研究開発を推進している。

## ア 宇宙

我が国の宇宙政策は、宇宙基本法に基づき策定された「宇宙基本計画<sup>20</sup>」（令和2年6月閣議決定）に沿って行われている。令和4年度予算における宇宙関係予算の全府省総額は3,879億円（当初予算対前年度比13.6%増）であり、そのうち文部科学省の予算額は1,526億円である。

<sup>19</sup> 科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、10年先を見通した今後5年間の科学技術政策を具体化するものとして政府が策定するものであり、令和3年3月、令和3年度から令和7年度を対象期間とする「第6期科学技術・イノベーション基本計画」が閣議決定された。

<sup>20</sup> 宇宙開発利用について政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策等が定められている。



国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）では、固体燃料ロケット「イプシロン<sup>21</sup>」及び新型基幹ロケット「H3ロケット<sup>22</sup>」等の輸送システムや人工衛星の開発・運用を行うとともに、民間企業・大学等との共同研究や教育支援活動などを行っている。

また、我が国は、日本実験棟「きぼう」及び宇宙ステーション補給機「こうのとり」の開発・運用等を通じて「国際宇宙ステーション（ISS）計画<sup>23</sup>」に参画するとともに、国際宇宙探査計画である「アルテミス計画<sup>24</sup>」への参画を表明している。

## イ 原子力

原子力行政の所管は、複数の府省庁に分かれている。原子力の研究、開発及び利用に関する政策等は内閣府に置かれた原子力委員会、エネルギーに関する原子力政策等は経済産業省資源エネルギー庁、研究開発、人材育成及び原子力損害賠償等は文部科学省、原子炉等の安全規制は原子力規制委員会（平成24年9月に環境省の外局として設置）が、それぞれ所管している。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）は、原子力基本法に基づき、原子力の安全性向上研究や核燃料サイクルの研究開発、原子力研究の人材育成等を実施している。なお、高速増殖原型炉「もんじゅ」は、平成28年12月に廃止措置への移行が決定され、平成29年6月にJAEAが策定した「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画」に基づき、おおむね30年間の廃止が予定されている<sup>25</sup>。

## ウ 量子科学技術

政府が第5期科学技術基本計画において、量子技術を重要基盤技術として位置付けたことを受け、統合イノベーション戦略推進会議<sup>26</sup>は、令和2年1月に量子技術の研究開発戦略として「量子技術イノベーション戦略」を策定し、量子技術イノベーションを牽引すべく、関係府省において研究開発から社会実装に至るまでの取組が行われている。

文部科学省は、同戦略に基づき、基礎研究から技術実証まで一貫通貫で取り組む「量子技術イノベーション拠点」を整備するとともに、産学官連携や海外との共同研究等を通じた研究開発及び量子技術を活用した社会課題解決や新産業創出等を担う人材育成を行って

---

<sup>21</sup> 平成26年に初号機を打ち上げて以降、令和3年11月に打ち上げた5号機までは打上げに成功していた。しかし、令和4年10月に打ち上げた6号機は、目標姿勢がずれただめに打上げに失敗した。現在、JAXAにおいて原因究明に向けた調査が行われている。

<sup>22</sup> 令和2年度に初号機の打上げを予定していたが、エンジンに課題が確認されたため、延期されていた。その後の燃焼試験をクリアしたことを踏まえ、JAXAは、令和5年2月に打ち上げることとしている。

<sup>23</sup> 日本、米国、欧州、カナダ、ロシアの5極共同による国際協力プロジェクトである。我が国は、令和12年までのISSの運用延長への参加を決定している。

<sup>24</sup> 火星探査を視野に入れつつ、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む月面の持続的な探査を目指した米国提案の計画である。

<sup>25</sup> 4つの廃止措置段階のうち、第1段階（燃料体取出し期間）が令和4年10月に完了した。現在、令和5年4月以降の第2段階（解体準備期間）への移行に向けた取組を行っている。

<sup>26</sup> 「統合イノベーション戦略」（平成30年6月閣議決定）に基づき内閣府に設置された、内閣官房長官を議長とする会議体であり、全ての国務大臣で構成されている。

いる<sup>27</sup>。また、令和4年4月に策定された「量子未来社会ビジョン<sup>28</sup>」を踏まえ、文部科学省は、国産量子コンピュータの整備や量子ソフトウェアの基盤研究の強化等に取り組むとしている。

## エ 海洋

文部科学省は、海洋分野における研究開発を海洋立国日本の重要な使命と位置付け、「第3期海洋基本計画」（平成30年閣議決定）<sup>29</sup>等を踏まえた海洋科学技術分野の研究開発を総合的に推進している。また、国立研究開発法人海洋研究開発機構は、地球深部探査船「ちきゅう」や有人潜水調査船「しんかい6500」等を用いて、海底資源や深海生物等の研究及び地球内部構造の解明研究などを行っている。

## オ 地震・防災

文部科学省は、自然災害による被害の軽減を図るため、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測に関する調査研究を行っているほか、国立研究開発法人防災科学技術研究所において陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等を活用した防災研究開発を行っている。また、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、学校施設等の老朽化対策など、23の対策について財政支援などの必要な施策に取り組んでいる。

### (3) 科学技術の基盤的な力の強化

文部科学省は、科学技術の基盤的な力として、①人材力、②イノベーションの源泉となる知の基盤、③研究資金のそれぞれの強化に取り組んでいる。

人材力の強化では、若手研究者が安定かつ自立した研究環境で自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対して支援を行う「卓越研究員事業」を実施するなど、若手研究者の総合的な支援を行っている。また、博士後期課程に進学する学生が減少しているなどの状況を踏まえ、博士後期課程学生への経済的支援とキャリアパスの整備（博士課程修了後のポストへの接続）を一体として実施する大学に対し支援を行っている。

知の基盤の強化では、科学研究費助成事業（科研費）<sup>30</sup>等の既存事業の見直しや新規事業の創設を通じて、独創的で質の高い多様な学術研究と政策的な戦略に基づく基礎研究の推進や研究環境の整備等に取り組んでいる。

研究資金の強化では、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金などの基盤

<sup>27</sup> 「光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）」として令和5年度予算案において42億円が計上されている。

<sup>28</sup> 量子技術による社会変革に向けた戦略のこと。

<sup>29</sup> 海洋基本法に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針や海洋に関して政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が規定されている。おおむね5年ごとに見直しが行われており、令和5年5月頃の策定を目指して、次期海洋基本計画が検討されている。

<sup>30</sup> 科研費は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用まであらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする研究助成制度であり、独立行政法人日本学術振興会が大部分の業務を担っている。令和5年度予算案において2,377億円が計上されている。

的経費の確保とともに、科研費をはじめとした競争的研究費の拡充など、多様な研究資金の確保・拡充に努めている。

#### (4) 我が国の大学の研究力の向上

##### ア 10兆円規模の大学ファンド

近年、我が国の研究力は、科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数が伸び悩むなど、諸外国と比較して相対的に低下していることが課題となっている。この原因として、我が国の大学は、世界のトップ大学と比較して資金力が乏しく、研究基盤の整備や若手研究者への支援を拡充できていないことなどが挙げられている。

政府は、世界に比肩するレベルの研究を行う大学（世界と伍する研究大学）を実現するため、「10兆円規模の大学ファンド」を創設し、ファンドの運用益により、世界レベルの研究基盤を大学に構築するとともに、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することとした<sup>31</sup>。その後、大学ファンドの支援対象となる大学についての制度を構築することを内容とする「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」が令和4年5月に成立した<sup>32</sup>。

文部科学省は、令和6年度からの支援開始に向け、支援対象となる大学（国際卓越研究大学）の認定等に関する基本方針及び認定基準等を策定し、公募を開始した。公募は令和4年度末に締め切られ、令和5年の秋頃に数校が国際卓越研究大学として認定される予定である<sup>33</sup>。

##### イ 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

我が国の研究力向上のためには、国際卓越研究大学だけでなく、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学の機能強化をしていくことが必要であることから、令和4年2月、政府は、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を策定した。

これを受け、文部科学省は、地域の大学が連携を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップに向けた環境を整備できるよう支援することとしている<sup>34</sup>。

#### (5) 原子力損害賠償制度

原子力損害発生時の被害者救済などを行うため、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠

---

<sup>31</sup> 令和3年1月に成立した「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律」により、国立研究開発法人科学技術振興機構が大学ファンドの運用及び大学に対する助成を行うこととなった。ファンドの運用は令和4年3月から開始されており、その資金として、令和2年度第3次補正予算～令和4年度予算において、10兆円（一般会計出資金1兆1,111億円、財政融資資金8兆8,889億円）が措置された。

<sup>32</sup> 文部科学大臣が、大学の申請に基づく国際卓越研究大学（国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学）の認定及び国際卓越研究大学が作成した研究等の体制強化計画の認可を行い、国立研究開発法人科学技術振興機構が、認可を受けた研究等の体制強化計画に対し大学ファンドから助成を行うこととなる。

<sup>33</sup> 国際卓越研究大学は、年間数百億円が最長25年間助成される。

<sup>34</sup> 令和4年度第2次補正予算において、基金造成のための経費として1,498億円、施設設備費として502億円が措置された。

法)には、原子力事業者の無過失・無限責任や損害賠償措置、原子力事業者に対する政府の援助などが定められている。

平成23年3月の東電福島原発事故を受け、文部科学省は原賠法に基づき、原子力損害賠償紛争審査会を設置した。審査会は、平成23年8月に原子力損害の範囲や損害賠償額の算定に係る指針である「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定して以降も、必要に応じて中間指針の追補を策定している。令和4年12月、審査会は、同原発事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、賠償の範囲や賠償額を見直し、第5次追補を策定・公表した。

また、東電福島原発事故の経験等を踏まえ、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するためには、被害者が適切に賠償を受けられるための制度設計が必要であることから、同原発事故における対応のうち、仮払資金の貸付制度の創設や和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例など、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じるための原賠法の改正が行われた(平成30年12月成立)。

## 5 文化及びスポーツの振興

### (1) 文化芸術政策

文化芸術に関する施策は、「文化芸術基本法」に基づき策定される「文化芸術推進基本計画」により、総合的かつ計画的な推進が図られている。

文化芸術基本法は、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり等の分野における文化芸術に関連する施策も対象範囲としている。現行の文化芸術推進基本計画は、第1期基本計画として平成30年3月に閣議決定されたもので、平成30年度から令和4年度の5年間の文化芸術政策の基本的な方向性や、他省庁の施策も含めた具体策を網羅的に示している。

令和4年6月、文部科学大臣は文化審議会に対し、次期基本計画の策定に向けて諮問を行った。諮問では、骨太方針2022等既に政府で決定されている文化芸術に関する事項<sup>35</sup>にも留意しつつ、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策や文化と経済の好循環を創造するための方策等に関し検討を行うよう求められている。

なお、文化庁は、地方創生や文化財の活用などの観点から京都へ移転することとされている。京都への本格的な移転の時期については、遅くとも令和3年度中を目指すとしていた。しかし、新庁舎の竣工の遅れのため、令和5年3月に移転先での業務が開始される予定である。

<sup>35</sup> 骨太方針2022においては、文化芸術関係者の活動支援等の取組を推進しつつ、文化財の保存と活用の好循環や日本の文化芸術の国内外への発信等を通じ文化芸術の成長産業化を図ること等を含めた次期基本計画を令和4年度内に策定することとされている。

## (2) 文化財

### ア 文化財の保存・活用

国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定等を行い、現状変更等に一定の制限を課す一方、保存修理等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。また、文化財の公開施設の整備に対する補助や展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ることなどにより、文化財の活用のための措置も講じている。

令和3年4月、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、①無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設、②地方公共団体による文化財登録制度の新設等を内容とする文化財保護法の改正が行われ、令和4年9月現在、「書道」及び「伝統的酒造り」が無形文化財として、「讃岐の醤油醸造技術」及び「土佐節の製造技術」が無形民俗文化財として登録されている。

また、令和3年12月には、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画（令和4～8年度）として、「文化財の匠プロジェクト」が策定された。本計画では、①文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、②文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備、③文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保について重点的に取り組むこととされている。また、文化財の確実な継承のための更なる対応策等について、令和4年12月に文化審議会から答申がなされたことを受け、「文化財の匠プロジェクト」の改正が行われた。

### イ 世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）は、文化的価値のある資産と自然的価値のある資産を等しく人類全体のための遺産として登録し保護する枠組みで、昭和47年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された。ユネスコの世界遺産委員会は、締約国からの推薦などに基づいて審議を行い、登録基準を満たしていると認められる資産を世界遺産として登録している。

我が国からは、令和3年7月に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（自然遺産）、「北海道・北東北の縄文遺跡群」（文化遺産）の登録が決定し、我が国の世界遺産は25件（文化遺産20件、自然遺産5件）となった。

また、令和4年2月、「佐渡島（さど）の金山」の世界文化遺産登録を目指して推薦書をユネスコに提出した。しかし、ユネスコ事務局から推薦書の一部に不十分な点があると指摘されたことを受け、文化庁は、推薦書を再提出することを決定した。令和4年9月に推薦書暫定版を提出し、令和5年2月1日までに正式な推薦書を提出する予定であるとしている。

## (3) 日本語教育人材の資質・能力の向上

日本に在留する外国人の数が年々増加していること等を背景として、令和元年6月、日本語教育の推進に関する基本理念や国等の責務等について定めた「日本語教育の推進に関する法律」（日本語教育推進法）が議員立法で成立した。これを受け、政府は、令和2年6

月に「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定した。

日本語教育推進法では、「日本語教師の資格に関する仕組みの整備」及び「日本語教育機関の類型化」について必要な施策・措置を講ずるものとしていることを受け、文化庁において、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度の創設及び日本語教師資格の法制化に向けた検討が行われている<sup>36</sup>。

文化庁の「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」が令和4年12月に公表した報告案では、日本語教育機関の認定の基準（基本的な考え方、具体的な認定基準等）・手続等や、日本語教師の国家資格である「登録日本語教員」の創設と登録日本語教員になるための筆記試験の内容・教育実習の実施機関等が示された。報告案は意見募集を経て、引き続き有識者会議で検討が行われた上で取りまとめが行われ、その内容を踏まえた法案の令和5年通常国会への提出が予定されている。

また、有識者会議における検討と並行して、令和5年度予算案では、法案の国会提出を視野に入れ、試験システム導入や試行試験の実施、日本語教育機関の情報掲載サイトの構築・検証のための経費として約2億円が計上された。

#### (4) 著作権

著作権については、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応するため、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化など累次の法改正が行われている。

文部科学大臣からの諮問を受けて、文化審議会著作権分科会は、デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について検討を行い、令和3年12月、DX時代に対応したコンテンツをめぐる簡素で一元的な権利処理方策として、著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベースを活用した著作権者等の探索を行うとともに、著作権者等が不明な場合等における新しい権利処理の仕組みを創設すること等を内容とする「中間まとめ」を取りまとめた。「知的財産推進計画2022」（令和4年6月知的財産戦略本部決定）においては、一元的な窓口の創設等について具体的な仕組みを検討した上で、令和5年通常国会に著作権法改正案を提出し、所要の措置を講ずることとされた。

これらを受け、著作権分科会に設置された小委員会において、簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化等について取りまとめに向けた議論が行われており、著作権分科会の検討内容を踏まえた著作権法改正案の令和5年通常国会への提出が予定されている。

#### (5) 旧統一教会に対する宗教法人法に基づく報告徴収・質問権の行使

令和4年10月、岸田内閣総理大臣は、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する解

<sup>36</sup> 令和4年6月には、骨太方針2022において、日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の速やかな提出を行うこと等が明記された。

解散命令請求について、組織的な不法行為責任が認められた事例等がある状況を踏まえ、より具体的な実態を把握することが必要であるとして、報告徴収・質問権の行使を表明し、永岡文部科学大臣に指示した。これを受けて、文化庁は、同年11月、有識者会議の検討を経て報告徴収・質問権を行使するための一般的な基準を取りまとめるとともに、宗教法人審議会の意見聴取を経て、旧統一教会に対し、法人の組織・運営に関する規程・文書及び収支・財産に関する書類・帳簿について報告を求める通知を発出した（なお、12月にも2回目の質問権を行使している。）。

報告徴収・質問権の行使により情報を収集した結果として解散命令を請求するに足る事実関係を把握した場合は、宗教法人法に基づき厳正に対処していくこととしている。

## (6) スポーツ施策の推進

スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においては、文部科学大臣はスポーツの推進に関する基本的な計画（スポーツ基本計画）を策定することとされている。

令和4年3月、令和4年度から8年度までを対象期間とする「第3期スポーツ基本計画」が策定された。第3期スポーツ基本計画では、第2期スポーツ基本計画において掲げた4つの中長期的な基本方針<sup>37</sup>を踏襲した上で、スポーツを取り巻く環境や社会状況の変化を踏まえ、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の3つの「新たな視点」から施策を講じることが示された。また、併せて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向け、東京大会の成果を一過性のものとしないうための持続可能な国際競技力の向上等の施策に重点的に取り組むことが示された。

## (7) 部活動改革（部活動の地域移行）

学校の部活動をめぐる状況について、近年、特に深刻な少子化の進行に伴い、持続可能性の観点から厳しさを増していることが指摘されているほか、部活動指導が教員にとって大きな業務負担となっているとの課題も認識されている。

スポーツ庁及び文化庁は、令和2年9月に文部科学省の学校における働き方改革推進本部が取りまとめた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」等を踏まえ、部活動改革を推進する具体的な方策等について検討を行うため、運動部・文化部についてそれぞれ検討会議を設置した。令和4年6月には運動部について、8月には文化部について、「部活動の地域移行に関する検討会議提言」が取りまとめられ、まず休日の部活動から段階的に地域に移行することを基本とし、令和5年度から7年度を改革集中期間として、令和7年度末をめどに休日の部活動を地域に移行すること等が示された。

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁は、両提言を踏まえ、平成30年のスポーツ庁及び

<sup>37</sup> 第2期スポーツ基本計画では、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るとする4つの中長期的な基本方針が掲げられていた。

文化庁が策定した総合的なガイドライン<sup>38</sup>を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等が示された。

## II 第211回国会提出予定法律案等の概要

### 1 私立学校法の一部を改正する法律案

私立学校の健全な発達に資するため、理事、理事会、監事、評議員、評議員会及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に関し必要な事項について定めるとともに、予算、会計その他の学校法人の管理運営に関する規定の整備等を行うもの。

### 2 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（仮称）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育を行うことを目的とした課程を置く教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めるもの。

### 3 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される放射光施設の共用を促進し、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、当該施設を特定先端大型研究施設に追加するとともに、特定先端大型研究施設の設置者である同機構に放射光共用施設を研究者等の共用に供する業務等を行わせることとする等の措置を講ずるもの。

### 4 著作権法の一部を改正する法律案

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を創設する等の措置、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等に著作物等の公衆送信等を可能とする措置及び著作権等の侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置について定めるもの。

内容についての問合せ先

文部科学調査室 藤井首席調査員（内線 68500）

<sup>38</sup> 部活動における過度な練習が生徒の心身のバランスの取れた発達を妨げている等の課題が指摘されたことを受け、スポーツ庁及び文化庁は、活動時間と休養日の基準に沿った適切な部活動の実施等を内容とする総合的なガイドラインを、運動部・文化部についてそれぞれ策定した。